

令和5年度事業計画

母子生活支援施設 はる

法人理念、基本方針に基づき、母と子の福祉、地域の福祉に貢献することを目指し、また、今年度のテーマを「結～母と子、そして、自立へ～」と掲げ、1年間事業を展開していきます。

1. 事業概要

(1) 職員体制

施設長	母子支援員	少年指導員
調理員等	嘱託医	

(2) 定員

- ・ 母子生活支援施設 10 世帯
- ・ 子育て短期支援事業 6 名/日

(3) サービス提供内容

- ・ 母親と子供と一緒に生活できる住居の提供。
- ・ 母と子が安全で安心できる生活の提供。
- ・ 自立を支援するための、就労・家庭生活・児童の教育等に関する相談や助言。
- ・ 保護者が、疾病、疲労など身体上、精神上、環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、施設において養育、保護を行う。

2. 重点目標

- ・ 1. 寄り添える支援者 2. 正しく導ける支援者 3. 的確に導ける支援者を掲げ、職員一人ひとりが支援スキルの向上を目指す。
- ・ 自立支援計画を職員間で共有し、施設が一体となった支援を目指す。
- ・ 利用者が地域の一員として、自立した生活、人間関係の構築が出来るよう支援する。
- ・ 子供の意見を取り入れながら、施設の内外での活動を通し、豊かな経験ができるよう取り組む。子供の権利、安心、自信、自由が守られるよう、また、本来持っている生きる力を引き出せるよう支援していく。

3. 支援体制、及び、専門的ケアの強化

①年度末に事例検討を行い、世帯の課題を明確化し、4、9月に支援計画を作成する。

毎月母子の面談を設け、適切なモニタリングを行い、利用者の思いを受け止め、計画を作成し、支援の充実を図る。また、その目標は世帯で確認し合い家族内で統一した目標として、自立支援の充実を図る。

支援の充実化、資質向上を図るため、施設長、主任、担当職員で、ケースの課題や問題点の発見、そして、それに対する、解決策、また、支援の方向性を検討する打合せ会を、今年度、試験的に設けることにする。

②日常生活の援助

- ・居室点検(2ヶ月に1回)、清掃援助、料理支援、物品貸出、生活習慣指導。子供に調理実習等を実施し、生きる力を養わせるようにする。

③児童への学習支援

- ・学習支援員や、学習ボランティア、学習塾、家庭教師、職員の学習支援などを利用し、継続的な学習の習慣づけ、意欲向上、受験対策に努める。

④母の外出(病院、市役所等)の際、子の預かり協力

- ・子を連れていけない役所での手続き、弁護士相談、病院受診時の預かりなど。

⑤送迎

- ・保育園や学校など距離がある場合や、
- ・保護(DV等)のため、危険性がある場合の送迎、医療機関への送迎など。
- ・生活保護等で、車のない世帯の必要性がある場合の送迎。

⑥母への就労支援

- ・求人の情報提供、ハローワーク同行、面接時の子の預かり等。

⑦嘱託医による定期健診の実施(子ども)年2回(9月、3月)

- ※親に対しては、健康診断を受けることを勧め、その状況を確認する

⑧性教育への取り組み

- ・小学校高学年から、性別・年齢に応じた性教育の学習会の場、外部団体を依頼することを検討している。保護者・児童がそれぞれ正しい知識をもてるようにする。

⑨アフターケアの取り組み

- ・退所後、6ヶ月までに、家庭訪問し状況確認する。本人の意向に応じて、状況確認を、電話や家庭訪問等で行う。

⑩利用者の生活及び支援への満足度に関する調査への取り組み。

- ・母子の満足に関するアンケートを実施し、支援改善を行うとともに、満足度を図ることを目的とした面談等を行い、支援の充実を図る。

⑪母の会の取り組み(母達が主体となり、計画を作成し、参加していく)

- ・より良い快適な施設利用のためのルール作りや職員との意見交換の場とする。

⑫関係機関との連携

- ・各関係機関とは、利用者のニーズ、状況を共有し、課題解決のため、ケア会議、支援者会議を行うことにする。
- ・具体的支援を連携して行うことにより、問題解決を速めたり、また、各機関の役割を決め支援を行い、より専門性に長けた支援としたい。

4. 災害・事故対策の推進

①月1回の避難訓練と、年2回(5月、10月)法人全体での防災訓練の実施。

②事故の予防対策として、ヒヤリハット報告書の提出を徹底し、事故の軽減を図る。

③防災用備品の整備、防災食、備蓄品の点検を行う。

5. 業務の標準化

①職員全員が、業務を理解し、適切、迅速に業務が行える、体制作りの実施。

②業務を行う上で、PDCA サイクルを意識した取り組みを行う。

6. 権利擁護(苦情解決、個人情報保護)の推進

- ①入所者への権利擁護の推進として、苦情受付(ご意見箱)の設置、苦情相談窓口体制を整備していることについて、入所者へ説明・周知する。(入所時、母の会)
- ②子へ権利ノートを活用した学習会、個人面談等を実施し、子の権利擁護意識を高める。
- ③入所時及び定期面談時に権利擁護の説明を行い、母子からの意見・要望の聞き取りを行い支援に反映させる。
- ④権利擁護について、深く知るために、外部団体を依頼することを検討している。

7. 人材育成

①職員会議、ケース検討会

一体的な支援を目的とする。会議時には施設長、他職員から職務に必要な視点や知識・技術などの助言・指導を受け、新たな気づきを得る。

②OJT の強化

OJT を継続的に実施し、人が人を育て、人材が効率的に育ち、技能や専門的技術を伝達させられる環境となるよう努めていく。

③個別研修計画

社会福祉協議会、全母協のプログラムをもとに、職員資質、経験年数、研修履歴を考慮し、計画を立てていく。外部、内部研修で得た知識を日々の業務に生かしていく。

また、受けた研修が、どのように活かされたのか、その結果、利用者にはどのような影響を与えることが出来たのか振り返ることを実施していく。

8. 地域支援の拠点機能の強化

- ①緊急時の受け入れ体制の整備を行い、緊急一時保護体制の充実を図る。
- ②法人の行事に地域住民を積極的に招き交流を促進する。
- ③地域行事・地域活動に積極的に参加させ、地域住民との交流の促進、そして、退所後も継続できる活動となるよう支援していく。
- ④学生、社協からのボランティアを積極的に受け入れる。

9. 会議

各会議を実施し、職員が連携しながら円滑な運営、統一した支援ができるよう心掛ける。

- ①職員会議(ケース会議も含む)…月2回(第1・第3水曜日)
- ②自立支援計画検討会…年2回(原則4月・9月 必要に応じ随時)
- ③事例検討会…(3月職員会議時)
- ④入所受入れ、退所時検討会…(入所受入れ、退所時)

10. 年間の行事等予定

- ・前年度に、アンケートを取り、入居者のニーズに合わせた行事を予定する。行事によっては、地域の方々を招くこともある。